

# 高知工科大学(学内専用)規程集

[最上位](#) > [第5 高知工科大学](#) > [第5編 学生支援](#) > [第1章 学生生活](#)

高知工科大学学生団体の活動等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、健全な課外活動の育成を図るために、学生団体の活動に係る必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において課外活動とは、正課以外における、学術、芸術、スポーツ及びレクリエーション等に関する活動のうち、学生が自主的に参加して行う健全な活動をいう。

2 この規程において学生団体(以下「団体」という。)とは、高知工科大学の学生で構成される団体をいう。

(団体の設立)

第3条 学生が、団体を設立しようとするときは、次の事項を記載した「学生団体設立承認願」(別紙様式1)等を提出し、学長の承認を受けるものとする。

- (1)団体の名称
- (2)団体の目的、趣旨
- (3)活動内容、年間活動計画表
- (4)学生代表者、役員の氏名及び連絡先
- (5)団体構成員の氏名及び連絡先
- (6)顧問の氏名
- (7)その他学長が必要と認める事項

(団体の届出事項の変更)

第4条 団体が、前条の各号に掲げる事項について変更したときは、学長に「学生団体変更届」(別紙様式2)を提出するものとする。

(団体の継続)

第5条 団体が、前年度に引き続き団体活動の継続を希望する場合は、「学生団体継続届」(別紙様式3)を指定する期日までに、活動状況報告書を添付して学長に提出するものとする。

2 前項の届出がない団体は、解散したものとみなす。

(顧問の設置)

第6条 団体に顧問を置くものとする。

2 顧問は、原則として本学の専任教職員がこれにあたり、当該団体の活動に対する助言及び指導を担うものとする。

(講師及び指導員等の招聘)

第7条 団体が、学外から講師、指導員等を招聘するときは、「外部講師・指導員等招聘届」(別紙様式4)を顧問の同意を得て学長に届け出るものとする。

(学外団体への加盟)

第8条 団体が、学外の団体に加盟したときは、次の事項を記載した「学外団体加盟報告書」(別紙様式5)及び学外団体に加盟したことを証する書類を、学長に提出するものとする。

(1)学外団体の名称、代表者氏名

(2)加盟の趣旨

(3)学外団体の目的及び事業

(4)学外団体の本部及び事務局の所在地

(5)顧問の氏名及び承認印

(6)その他学長が必要と認める事項

(学外活動及び合宿等)

第9条 団体が学外において、集会、文化活動又は体育活動等を行う場合は、その期日の7日前までに「学生団体学外活動届」(別紙様式6)に必要事項を記載のうえ、参加者の名簿を添えて、学長に届け出るものとする。

2 団体又はその構成員が合宿を行う場合は、その期日の10日前までに「学生団体合宿届」(別紙様式7)に参加者の名簿、日程計画表を添えて学長に届け出るものとする。

(団体の活動停止及び解散)

第10条 団体が次の各号の一に該当するときは、学長は当該団体の活動の停止又は解散を命ずることがある。

(1)構成員が不足するなど、団体の運営が円滑に行われなくなったとき

(2)構成員が不祥事に関係し、それが団体活動に密接に関係があったとき

(3)一年以上団体活動が行われなかったとき

(4)その他、本学の学生として相応しくない活動を行い、著しく本学の名誉を傷つけたとき

2 団体が解散したときは、学長に「学生団体解散届」(別紙様式8)を提出するものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、団体の活動等について必要な事項は、学生支援センターで定める。

附 則

この規程は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。